

【 開催日時 】

令和 6 年 8 月 28 日（水） 14:00～16:00

【 開催場所 】

能勢町保健福祉センター1 階 集団指導室

【 出席者 】

委 員：5 名（神出委員、奥井委員、乾谷委員、瀬川委員、中川委員）

事務局：上森町長（途中退席）

4 名（寺内部長、菊池課長、大澤係長、畑中主任）

傍聴者：なし

【 欠 席 者 】

委 員：4 名（岩崎委員、谷委員、畑委員、桂委員）

【 資 料 】

- ・（資料 1）介護保険事業の実施状況について
- ・（参考資料）介護給付費の実績まとめ
- ・（資料 2）令和 5 年度能勢町地域包括支援センター運営実績
及び令和 6 年度運営状況について
- ・（当日配布資料）能勢町介護保険事業運営委員会 委員名簿
- ・（当日配布資料）能勢町介護保険事業運営委員会 設置要綱
- ・（当日配布資料）能勢町附属機関に関する条例
- ・その他参考資料

【 次 第 】

1. 開会
2. 町長あいさつ
3. 委員紹介
4. 委員長・副委員長の選出について
5. 議事
 - （1）介護保険事業の実施状況について
 - （2）令和 5 年度能勢町地域包括支援センター運営実績及び令和 6 年度運営状況について
6. その他
7. 閉会

【 議事概要 】

事務局 （事務局により進行）

町長 町長の上森でございます。介護保険事業運営委員会にご出席賜りましてありがとうございます。委員の皆様につきましては、3年間お世話になるわけでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

介護保険制度が創設され20年余りになり、今ではなくてはならないものになっています。

本町においては、令和6年7月末時点の高齢化率が44%を超え、今後も高齢化率は上昇していく見込みとなっています。

高齢者の一人暮らしや認知症の方が増加してくるということです。その中で、こういった問題を解消するために、地域の住民の皆さんとともに「血圧を測ることによって認知症をどこまで予防できるか」という健康長寿事業に取り組んでおり、1000人を超える皆様に参加いただいているところです。

これから介護保険だけではどうしても仕方がない状況が出てきます。

また、本町においては、民間事業者も少ないという状況もあります。

この委員会におきましては、活発なご議論を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

事務局 （委員紹介）

（事務局紹介）

事務局 次第に基づきまして、まず案件4の「委員長・副委員長の選出について」ですが、能勢町介護保険事業運営委員会設置要綱第5条第2項では、「委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。」と規定されています。要綱に基づきまして、委員長・副委員長を選出いただくこととなりますが、いかがさせていただきますでしょうか。

（意見なし）

事務局 特にご意見がないようでしたら事務局から提案させていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、事務局としましては、これまでの本委員会の委員長をお願いしておりました大阪大学医学系研究科教授の神出委員、副委員長には、本日も欠席ですが、これまでも社会福祉協議会副会長の畑委員をお願いしているところです。畑委員には、今回皆様からのご承認をいただければ副委員長としてご就任いただく旨了承をいただいております。

以上、事務局として提案させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、神出委員には委員長席に移動いただき、あらためて一言ごあいさつをさせていただきたいと思います。

(委員長席へ移動)

委員長 (神出委員長あいさつ)

事務局 ありがとうございます。上森町長につきましては、他の公務がございますので、大変申し訳ありませんがここで退席をさせていただきます。
以降の進行は神出委員長にお願いしたいと思います。

委員長 それでは、議事(1)の「介護保険事業の実施状況について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

- (資料 1) 介護保険事業の実施状況について
- 介護給付費の実績まとめ

説明ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。ただいまの案件につきまして、何か質問などはございますか。

委員 介護給付費の実績まとめについてです。看護小規模多機能型居宅介護の令和3年度と令和4年度に実績値が書いてありますが、どういうことでしょうか。看多機の実績がどうだったのか伺います。

それから、看多機は周りの市町村の人も入れていきたいと思います。ということです、基本的には町立で能勢町の財政でやっていることなので、周りを広げるのではなく、能勢町で広めていかないと、結局、能勢町の財政で作って、能勢町では入らないからといって他の方からというのは本末転倒だと思います。

どこも看多機を設置していないのは採算がもともと合わないのだと思います。町が建てて周りの人のためにするのではなく、町の人のためにしないといけないので、周りを広げるというよりも、町内で広げていかないといけないと思います。そのために、税金を使って結果的には人が集まらなかった。他の市町村にも広げますよということではなくて、もともとの計画がどうだったのかということも踏まえてかと思っています。

事務局

まず、看多機の実績について、令和３年度、令和４年度と計画値として数字を見込んでいません。実績値に関しては、確認すると能勢町外の方で施設にお住まいの方が１名、町外の看多機を利用された実績となっています。

また、小規模多機能型居宅介護の計画として令和５年度で上がっておりまして、実績としてはゼロになっています。いわゆる小多機は第８期計画期間中の令和５年度に整備を目指していたところ、令和６年度から看多機を設置したという形になっています。そのため、小多機の実績としてはありませんでした。

また、看多機につきましては、おっしゃるとおり町の財政で設置していますので、第一には町内の方々に利用いただき、ますますＰＲをしていく必要があると考えます。加えてやはり広域的な利用も推し進める必要もありますので、豊能町など他市町村との連携を図ることも同時並行で進めていこうと考えております。

委員

青山荘のデイサービスが９月いっぱい終了されるということになっておりますが、利用者が少ないということかと思っています。看多機が影響してというわけではないですが、結果、閉じざるを得ないということになっていますので、新しいものを建てて青山荘が閉じるのもどうかと思っています。特養とデイは両輪ですので、能勢町からするとデイが１か所なくなってしまうということです。新しいものを作ったが、結局利用人数は少ない。だから他の市町村に広げるという形になってデイを守れてあげられなかったのかなという思いで疑問が残ったので、質問をさせていただきました。やはり既存のところを守ることも一つの方法だったのかなということが気になりました。

委員長

貴重なご意見ですし、その辺りを精査して今後検討していただきたいと思います。

私からも少しお伺いしますが、給付実績のまとめのとおり、訪問介護は増えて

いるけども通所介護が減ってきているということで、デイサービスの閉所ということもあるのかなというところですが、その辺りはやはり今回資料にはありませんでしたが、前々から要介護の中でも比較的要介護度の高い方が多いということもあり、通所というよりも訪問系サービスの利用が必要かと思いますが、そういった解釈でよろしいでしょうか。

それから、要介護認定率が横ばい、あるいは下がってきているということは、介護予防の取組をさせていただいているものとして非常に良い例かと思いますが、先ほど新規申請は令和4年から令和5年にかけて増えていたということで、認定率は増えていないというのは、おそらく比較的状态の軽い方が申請してこられて、結局は認定に至らなかったという、その辺りの解釈についてはいかがでしょうか。

事務局

訪問介護やショートステイも増加しているということで、能勢町の方はデイサービスの利用をあまり希望されないという見方もあるのかと思いますし、できるだけ自宅で過ごしたいという方で訪問介護やショートステイを利用されている方が一定数いらっしゃると思います。

認定者数としては、最近の認定状況で言いますと、あまり利用の予定のない元気な方で念のため申請をされるという方もいらっしゃいます。そういう方は非該当になる場合もあります。

委員

デイサービスの利用が減っていることは、要支援の方の利用が断られるという現状があると思います。要支援の方は単価が低いので採算が合わないということで入浴支援の方の入浴を断られるとか、そうすると要支援の方がデイサービスに行けなくなり、他市町も含めて行かれるという現状があるので、そういった施設への支援があれば、もう少し利用が増えるのではないかと思います。

委員長

ありがとうございました。

委員

3点ほど聞かせていただきたいと思います。

資料1の13ページの介護給付費準備基金の状況ですが、これにつきまして、いわゆる収支益が出ると積立になりますが、収支損が出れば取り崩しまししょうというような運営方法だと思います。令和5年度の見込みが335万円の積立になっていますが、介護保険自体の収支益というのが見えてこないの、同額の益なのか、1000万ぐらいの益が出て、そのうちの300万円を積立に回したということになるのか。算定の状況といいますか、算定式など分かれば聞かせてください。

それから、16 ページの介護保険料の収納状況です。10%弱の方が普通徴収で未納となっているということですが、未納の方の介護保険証自体はどうされているのでしょうか。発行したままなのか、それとも保険証に代わるものがあるのか、サービスが受けられるのか。その辺りを教えていただきたいと思います。

また、令和 5 年度では約 200 万円の未収になっているかと思いますが、その額でいえば人数的には何人分ぐらいが出てくるのでしょうか。

未収状況を経年で上げていただいておりますが、欠損の決算処理は何年分でおられるのでしょうか。

最後に 17 ページの看多機についてですが、説明では現在の登録者が 1 名と聞いております。登録手順としては登録して利用していくという流れだと思うのですが、登録は将来的な利用も見込んだ登録ができるものなのか。1 名は少ない印象なので、定員が 29 名までいけるのであれば、1 年以内に 1 回 2 回使えますというような方がいらっしゃれば、前もって登録されるわけです。使ったら登録になるのではなく、登録あって利用かと思うのですが、その辺を教えていただきたいと思います。

事務局

まず介護給付費の準備基金のところの説明になりますが、この介護給付費準備基金とは住民の方から納めていただいた保険料の余剰分ということになります。介護保険は 3 年間で一つの期間として計画を立てるということになっていますので、今は、第 9 期になります。令和 6 年から令和 8 年までの 3 年間の保険料をあらかじめ決めて、それを住民の方に納めていただくのですが、3 年間の保険料で、少し余剰が出てきた場合は、繰り越しのような形で積み立てて、次の 3 年間の保険料の財源で使っていくという仕組みになっています。

令和 3 年から令和 5 年までの第 8 期計画期間では、準備基金がこれまで 1 億 2000 万ぐらいあったうちの約 9600 万を 3 年間で取り崩す予定でしたが、実際のところは 3 年間で取り崩しをしなければいけない金額は、2200 万から 2300 万ぐらいで済みそうだという形になっています。なぜかと言いますと、まず、給付費自体が毎年、11 億 12 億ぐらい、3 年間で 34 億円ぐらいありますが、この給付費全体が 3 年間で 98% ぐらいの達成率で、計画よりも給付費は少なく済んだということが要因としてあります。また、保険料の収納率が当初見込んでいたよりも若干上回ったということで、これが 2300 万ぐらいです。

それから、調整交付金といいまして、各市町村に対して状況に応じた格差を調整するような国の交付金がありまして、これが計画を立てていたときよりも多くもらえたということで 1700 万などになります。また、保険者機能強化推進交付金やコロナに係る災害臨時特例補助金など、国から得ることができたものが、歳入の方で大体 5500 万ぐらい、計画していたよりも多く得ることができたと

いうところもありまして、全体としては 9600 万取り崩す予定だったところが 2300 万くらいで、3 年間全体の総括として見ているところです。

ただ、給付費の方も、訪問サービスや通所サービスなどいろいろありますが、例えばサービス付き高齢者向け住宅の方に住所地特例ということで転出される方も結構いらっしゃいます。そういう方が転出先の訪問介護や居宅療養管理指導というサービスを使われる傾向があります。今後も高齢化が更に進展していくと思いますので、給付費も今しばらくは増加を続けると見込んでいます。引き続き、介護保険事業の安定的な運営については、委員の皆様からのご意見をいただきながら進めていきたいと考えているところです。

それから、保険料の収納について、介護保険証の扱いのご質問をいただいたと思います。介護保険の場合は、仮に未納の方でも保険証はそのままお持ちいただくことになっています。ただ、その方がもし介護が必要になり要介護認定を受けるとき、保険料の未納状況を確認しまして、保険料の納付がない場合はそこで納付の交渉をしますし、仮に納付がないまま認定を受けるようなことになりますと、当然これはきっちり納めていただけている方との差が必要になりますので、償還払いや 1 割負担の方が 3 割負担になったりというペナルティーはあります。

それから不納欠損処理について、介護保険法では時効は 2 年間ということになっています。納期限を過ぎてから 2 年間経過すると、消滅時効ということで不納欠損の処理をするということになりまして、年によって不納欠損の金額は上下しますが、毎年 100 万から 200 万くらい、件数も 30 件くらいあります。そうならないようにするため納付勧奨をして、督促状の発送もしていますし、他部署とも連携しながら、例えば分割納付の交渉など随時行ってはいますが、やはりご高齢でおひとり住まいの方は経済的に厳しい方が増えてきている印象です。

看多機につきましては、仕組みとしましては、事前に登録をいただいた上で登録いただいた方が通いや泊まり、訪問サービスを組み合わせて使うという形になりますので、登録をいただいてから、お身体の具合や必要に応じてサービス量を柔軟に組み合わせながら利用するという仕組みになっています。

委員 登録はそれほどないのですか。

事務局 川西市にも看多機があり、数件視察に行きましたが、やはり最初の 1 年、2 年くらいは、どのようなことをしているのかということが、地域に分かってもらえるまでは苦戦をするということを聞いておりました。生活の中で医療が必要な方も増えてきているというお話もありましたので、たちまち盛況といったことは難しいかもしれませんが、長い目で見て必要な方には、もちろん能勢町の方を中心

	に使っていただけるようなサービスになればと考えています。
委員長	病院との連携でもこういったものがあるという情報があれば良いと思いますし、そういったところと連携して情報共有ができれば良いと思いますので、今後 も検討を進めていただければと思います。
委員	川西の看多機というのは日生中央にできたところでしょうか。
事務局	キセウ川西の近くに 1 件あると聞いています。
委員	登録というのは何か規制や条件があるのでしょうか。
事務局	条件としましては、要支援の方はお使いいただけなくて、要介護 1 から要介護 5 までの認定がある方ということになります。
委員	登録していても他のところは使えないということでしょうか。登録をするとそ こしか使えないとかいう話を聞いたような気がします。
委員	全部がこの看多機で完結になるので、ここに登録して例えばデイだけこっちと いうことができなくなってしまうところですね。
事務局	看多機というサービスは、事業所の中で訪問も通いも泊まりもするというコン セプトになっていますので、その事業所で一通りのサービスが完結するというサ ービスの形態です。在宅サービスでしたらケアマネがついて、訪問介護はこの事 業所から、通所はこの事業所からという形でケアマネがコーディネートします が、看多機に登録されるとその事業所で全てサービスは完結するという形にな りますので、ケアマネが看多機のケアマネに変更になるという制度上の部分あり まして、普及が広がらない一つの要因になっているという方もいらっしゃいま す。
委員	それを全部まとめるということは、重症にならないと登録をしても意味がない ということでしょうか。訪問や泊まりも家の事情や本人の事情もあるでしょうけ ども、それらを全部利用できないと看多機に登録できないということですか。
事務局	通いと訪問と泊まりとありますが、中には、通いだけで良いという人はそれで も構いません。必ず三つを使わなければいけないということではありませんが、

	利用を想定されている方は、ある程度介護度が進んだ方というか、一つの事業所で、同じ方が顔なじみの中でサービスをすることで、その方にとってより良いという方も中にいらっしゃるかもしれませんので、そういう方については、看多機が良いサービスだと視察の際はおっしゃっていました。ただそういったものであるということを地域の皆さんにも知っていただきたいですし、事業所連絡会などでサービスがどんなものであるかというのはお話されたと聞いています。必要な方は登録をして利用してくださいという形で、能勢町の方を中心に啓発ができれば良いと思っていますし、一人暮らしや高齢者のみ世帯の方にとって看多機のサービスが有効になる可能性があると思います。今は苦戦をしていますけれども、息長く取組を進めていきたいと考えています。
委員	PR 次第なのですね。
事務局	はい。
委員	看多機が難しいところは、要介護 1 の方がそこに泊まるのかということで、基本的には国のコンセプトとしては地域の中で最期までということがあるので、自宅で十分であるということになります。次に要介護 5 になった方が、看多機で最期を遂げられるのか、自宅で遂げられるのかという問題になるので、看多機も軌道に乗らないと、例えば一人だけの入所なのであればおそらく採算は合わないと思います。看多機としては入院した患者が一人入所になるといっても採算が合わないですし、5 人集まらないとなかなか難しいというのがあるので、単独では基本的には売り上げは上がらないかと思います。川西の事業所などは大きな母体があつての一員ということがあって、いろいろな施設があるので在宅でも老健でもセレクトしていけます。単独ではなかなか採算が合いません。日生中央でもナーシングホームという新しい施設ができましたが、近くを通るといつも電気が点いているのが 3 分の 1 ぐらいです。今年の 2 月ぐらいにできて、半年以上たつて、なかなか全部の部屋の電気が点いているところまではいかないのが難しいかなと思います。町としてやってしまった以上は他市町からもという気持ちは分かりますが、町の中で頑張ってもらわないといけないという気がします。
委員長	ありがとうございました。他にはありませんか。
委員	看多機ですが、これはショートステイになりますか。
事務局	はい。例えば、普通のショートステイでしたら、事前に計画を組んで、来月の

	何日に利用という、予約のような形をケアマネ中心にさせていただくようになりますけれども、看多機の場合では、看多機で全て対応ができますので、ベッドさえ空いていれば、例えば今日夕方から急きょ泊まりたいといって泊まれたりします。視察している中では平日はほとんど看多機にいるけれども、週末だけは自宅に帰って家族と過ごすとか、そのような使い方をしている人もいらっしゃいました。そういう意味では柔軟な利用ができると思います。
委員	これについてはほぼ特養も似たようなものでしょうか。
事務局	特養の場合ですと外泊などなかなかできないのですが、看多機の場合は、在宅を基本にしながらお泊りもできるという形と、ちょうど中間的なサービスになります。外泊というか、家に戻るという自由度は、介護保険施設より高いかと思います。
委員長	様々なご意見があるところですが、やはりどのような利用があるのか関係者の皆さんにも周知をし、ご説明いただくような場をたくさん設けていただくと良いのではないかと思います。 それでは、議事（１）につきましては、これで終了させていただきます。 続きまして、議事（２）の「令和５年度能勢町地域包括支援センター運営実績及び令和６年度運営状況について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	（事務局説明） ○（資料２）令和５年度能勢町地域包括支援センター運営実績及び令和６年度運営状況について
委員長	ありがとうございました。それではただいまの案件につきまして質疑応答に入りたいと思います。
委員	内容的な質問ではないのですが、記載の方法でお聞きます。まず４ページと７ページですが、２番の包括的支援事業ということで大項目があり、その下でカッコの中項目、①の小分類というような３つの分類、分け方があります。特に４ページの大分類の事業の下に決算額と予算額が出ています。７ページにも同じく大分類が出ていますが、以降１０ページになると、今度は中分類に対しての決算予算額という記載になっています。最初の１ページから見ますと、今度は①とか②の小分類に対しての決算予算額が記載されています。この大分類で、一括でまとめて額を記載されているところは、せめて中分類で記載してもらえたら、より

	事業の中身が分かりやすいのではないかなというところです。
委員長	記載に関しまして何か意図がありますでしょうか。
事務局	ご指摘のとおり大分類に予算決算が記載されているところなどバラバラになっています。こちらは事務局側の会計上の決算、予算の組み方の都合ではありますが、予算の費目ごとに表しますと、大分類や中分類での記載になっているということです。今後は記載内容について検討し、見直していきたいと思います。
委員	ちょっと大分類では粗いように思いますので、詳細など分かりましたらお願いします。
委員長	ありがとうございました。よろしくお願いします。
委員	認知症サポーター養成事業について、学校で養成講座を開催したりしているようですが、講座の内容と目的について伺います。 それからキャラバンメイトとして32名おられて10名が活動中ということですが、このキャラバンメイトというのはどのような活動をされているのか教えてくださいいただけますか。
事務局	認知症サポーター養成講座につきましては、児童生徒に対して、認知症は特別なものではなくて誰でもなるんだよとか、おじいちゃんおばあちゃんとか、認知症になったらこういうふうにしてあげたらいいよといったところを早いうちから学んでいただいて、そういう方を見つけたら声かけようねとか、地域で能勢町をよくしていこうということも含めて、小学校や能勢分校でもさせていただいたりしました。 また、キャラバンメイトは、サポーター養成講座の講師役になれる資格がある方でキャラバンメイト養成講座をして、それを受けた方が認知症サポーター養成講座を開いた際にはグループワークの司会とか、テキストを使ったお話をする方ということで、10名ですが、小学校に行ったり、オレンジカフェの運営もされています。認知症に関することは、町内ではキャラバンメイトが主となってやっ
委員	そうすると直接的に認知症の方に関わって何かされているわけでもないのですね。子どもも認知症についての勉強をすると、介護施設などでそういう方がおられたらこういうときにはこうするという現場体験のようなことなく、話をさ

	れるということですね。
事務局	そうです。パネルシアターなどを分かりやすくして、このときどう思ったとか、こんなときどんなふうにしたらよいと思いますかとか、疑似体験ではないですが、実際の方に接してお話をするというようなものではないです。教材などを使いながら、学んでいただくことになっています。
委員	キャラバンメイトの方も、身近にそういう方がおられなかったら机上だけでされているということですね。
事務局	能勢町のキャラバンメイトはオレンジカフェにも参加していただいています。オレンジカフェには認知症の方も参加され、そういう方に対して、お声かけをしたり、一緒に送迎バスに乗ったりして活動いただいています。
委員長	ありがとうございました。
委員	6 ページですけども、令和 6 年度状況で、高齢者虐待の対応について相談実人数が 3 人、相談延べ回数が 160 回となっており、単純に 1 人 50 回相談があったという計算になります。月曜日から金曜日まで毎日対応したとしても、10 週かかっている計算です。結果的に 2 人認定ということは、3 か月はそのままで措置などができなかったということで、もう少し速やかに 1 週とか 2 週でできなかったのかなと思います。経済的なのか身体的なのか精神的なのか、単純計算しても 3 か月近くその状態が続いたということですね。 もう 1 点ですが、10 ページの緊急通報装置設置事業ですが、これは何かあったときに押すということですけど、逆に言うと何もなかったときに町として、例えば 1 週間に一度お電話で安否確認をするのかどうか。 警察医もしておりますので、近隣市町村で 8 月に変死体の案件がありまして、独居の方で結局は誰にも発見されなくて、人物が同定できるかできないかぐらいの状況のケースです。それが配食ボランティアなどであれば、安否確認もできるということで、能勢町はこうした案件はほとんど経験ないですが、そういうことがあります。高齢者で緊急通報装置を設置される家庭というのは、やはり独居だったりするので、1 週間に 1 回とか、週 2 回ぐらい安否確認をされているのかどうかを聞かせていただきたいと思います。
事務局	虐待の件数につきまして、相談回数ですが、1 回でも FAX でやりとりすると 1 件と数え、家族に電話したら 1 件、1 日で 10 件 20 件いくときもあります

し、訪問しても1回というような考え方で計上しています。ただ、実際には速やかには対応ができていない現状です。やはり判断するのに必ず現地確認や状況整理をした後、経済的虐待の疑いであれば、家族の言い分を聞くなど、虐待認定までの段階を踏んだので時間がかかっていました。身体的虐待の方も、本人と家族の意見が違ってそれをどう判断するのかというところで、状況証拠を積み重ねる中での判断なので、時間はかかりますが判断を間違えないような形で進めています。

それから、緊急通報装置ですが、業者の大阪ガスセキュリティの方から月に1回、安否確認のお元気ですかコールがあります。また、利用される方はほとんどケアマネがついていたり、介護サービスを使っている方がほとんどですので、1週間に1回や2回は介護サービスが入っている方が多いです。介護サービスを使わず不安だからという方で緊急通報装置を使っている方もいますが、そういう方に対しては2週間に1回のペースで安否確認をしているかという、特に何もしていない状況になります。

委員長 大阪ガスセキュリティの緊急通報装置の利用については有料ですか。

事務局 利用についての費用負担は1600円になりますが、本人負担は400円です。

委員長 ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。そうしましたら、議事案件につきましては、これで終了させていただきます。続きまして、「その他」の案件につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局から今後の予定につきましてご説明させていただきます。先ほど申し上げたとおり介護保険事業運営委員会の委員の皆さんの任期は令和9年の3月末までとさせていただきます。

令和6年度の開催については本日の開催ということになりますが、年1回開催ということで、令和6年度はこれで終了となります。令和7年度は2回ほどの開催を予定しています。今のところの予定では8月と2月ぐらいを考えているところです。令和8年度については、令和9年度からの第10期の介護保険事業計画の策定年度となりますので、年に4回ぐらいの開催をさせていただきたいと考えています。また、別に臨時で開催させていただくようなことがあるかもしれませんが、いずれにしても、開催に当たっては事前に開催の通知をさせていただきますので、今後とも引き続き、ご意見を頂戴できればありがたいと考えております。事務局の方からは以上です。

委員長

ただいまの報告につきまして、ご質問はございますか。

それでは、全ての案件が終了しました。皆様の方からは何かありますでしょうか。

それでは、これもちまして令和 6 年度能勢町介護保険事業運営委員会を閉会させていただきます。長時間のご審議、誠にありがとうございました。

（委員会終了）